

平成29年度第2回 熱海市総合教育会議次第

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 総合教育会議の部会設置について

資料1

資料2

(2) 平成30年度の予算と重点事業について

① (仮称) あたみ認定子ども園整備事業費について

資料3

② 網代小学校放課後学習について

資料4

③ 学校等施設修繕について

資料5

④ 臨床心理士の活用について

資料6

5 その他

6 閉 会

総合教育会議の部会設置について

1 総合教育会議の部会設置目的

新しい学習指導要領が平成28年度末に改訂され、1年の周知期間を経て、順次実施される。また、教育基本法に基づき国が策定した第2期教育振興基本計画の計画期間が本年度をもって終了し、平成30年度からは第3期教育振興基本計画の実施が予定されるなど、教育を取り巻く環境が大きく変化している。そのような中、熱海市においても教育大綱の計画期間が平成31年度で終わることから、次期大綱の策定に向けた議論を行うにあたり、必要な知識、識見を得ることにより委員の知識を深化させ、総合教育会議の場において円滑な議論を行うことを目的に総合教育会議に部会を設置する。

2 部会について

平成32年4月からの次期教育大綱を策定するために必要な議論等を行う。

①部会メンバー

市長、副市長、教育長、教育委員、(事務局)

②部会の開催

総合教育会議とは別に平成31年度夏ごろにかけて6回程度の開催を予定

・各回の内容(予定)

第1回 新学習指導のポイント

第2回 第3期教育振興基本計画のポイント

第3回 先進地事例研究及び意見交換

第4回 先進地事例研究及び意見交換

第5回 まとめ1

第6回 まとめ2

③その他

- ・部会の開催について、内容、回数等は柔軟に対応する。
- ・部会は非公開とする。
- ・部会での議論の中間報告等は、総合教育会議の場で行う。

熱海市総合教育会議部会設置要領（案）

（設置）

第 1 条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 9 項の規定により設置する総合教育会議の部会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 部会は、次に掲げる者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 教育長
- (3) 教育委員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（所掌事項）

第 3 条 部会は、教育大綱を策定するために必要な議論等を行う。

（部会長及び副部会長）

第 4 条 部会に、部会長及び副部会長 1 名をおく。

- 2 部会長は市長をもって充て、副部会長は教育長をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し会務を総理する。
- 4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 部会は、部会委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 部会長は、必要に応じて会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 3 会議は、非公開とする。

（事務局）

第 6 条 部会の事務局は、総合教育会議担当課内に置く。

附 則

この要領は、平成 29 年 月 日から施行する。

この要領は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(仮称)あたま認定こども園整備事業費について

<事業説明>

小嵐保育園舎及び緑ガ丘幼稚園舎等のハードウェアの耐震性能の不足に起因する乳幼児の安全性の確実な担保、また就学前児童の教育環境の充実、いわゆる幼稚園・保育園双方の利点を併せ持つ幼児教育の継続的提供などの多様な視点から、現小嵐保育園舎の耐震補強とリノベーション工事及び第二小学校の地階のリノベーション工事により、これからの本市の子育て世代への意思表示として分散型の幼保連携認定こども園を整備することになった。

現在、当該施設の設計企画を(株)日比野設計(幼児の城)の専門的知見も活かしながら、施設規模・機能・配置等について検討しているところ。

この設計企画において判明した、学校施設への児童福祉施設の編入などの複合目的化がもたらす様々な防火・防災面からの施設改善要求、現在施設の別用途への改修困難度の高さや管理権限の錯綜による新たな課題の発生を解決するためには、かなりの人的、財政的負担を伴うこととなっている。

また、設備設計者との打ち合わせを進める中で判明したことだが、現行施設の改造には、施工工数や施工箇所が増加、工程の複雑化等が費用の増嵩と工期の長期化を招き、特に第二小学校4階への特別教室の移設は、当初の目論見から大きく振幅し、長期化が避けられない状況となっている。

これらの工数や箇所の増嵩は、あくまでも現時点におけるラフな見込みであり、今後(株)日比野設計により提出予定の工事設計書及び工事工程表等により確度の高い見込みがなされることとなる。

同様に、工事費の見積もりについても、(株)日比野設計が作成する工事積算書によって、精査される予定であり、次年度の予算要求はこの資料の提出を待って行うものとしたい。

網代小学校放課後学習について

【経 緯】

熱海市教育大綱による「熱海市学校施設等適正規模・適正配置計画」では、網代小学校について「地域コミュニティの重要な拠点である小学校の廃校は、地域の活力低下につながる恐れがあることから、将来にわたる存続を考えた新たな教育環境の創設を図っていくことが望ましい」と位置づけしている。

しかし今年度、園児数減少から併設園である網代幼稚園が休園措置となったことを受け、今後の網代小学校存続について危惧した保護者及び地元の要求により検討会が発足され、今後の特色ある網代小学校のあり方、児童数を増加していくにはどうしていくべきか検討された。

【目的及び手段】

児童数の増加を図ることを目的とし、その手段として、網代小学校は平成16年度より校区外であっても市内居住であれば入学が可能な小規模特別特認校制度を導入していることから、この制度を活かし、特色ある網代小学校の事業を市内外へ積極的に PR していくこととした。

保護者代表を委員とした「網代小学校放課後学習検討会」にて実施内容などの検討を重ねた結果、学童保育、地域、学校等の地域協働のもと連携を図り、学習を主とした放課後学習を実施することに決定した。

【実施内容(案)】

国の示す「放課後子ども教室」の体系に沿い、熱海市が事業主体となり「網代小学校放課後学習会」への委託事業として実施運営する。小規模特別特認校として注力している「英語教育」を特化し、地域の主体的な活動のもと、英会話及び教科学習を対象とした放課後学習を実施し、その活動を PR していく。

- ① 時 期 : 平成30年度4月から
- ② 対 象 : 網代小学校在校生及び網代小学校を卒業した中学生
- ③ 学習内容 : 英会話(上半期)、 教科の学習支援(下半期)
中学生は通年、学習支援
- ④ 実施回数 : 週2回 (月曜・水曜の下校後)
- ⑤ 場 所 : 網代幼稚園(空き教室)
- ⑥ 利用者負担: 月額2,000円
- ⑦ 委託事業者: (仮)網代小学校放課後学習会 (保護者会代表により組織)

実施にあたり、他校と違った魅力を打ち出すこと、また学習成果を最大限に引き上げていくことが求められるため、英会話学習等の講師の配置に当たっては地域人材のみならず、学習ノウハウを活かした民間教育事業者等の参入についても視野に入れ最終調整していく。

また、運営については委託事業者である「網代小学校放課後学習会」が事務局となり、子どもの居場所の確保や放課後学習への促し等について、現在、網代公民館で運営している放課後児童クラブ(学童保育)「みんなの家」と連携を図り実施していく。

【効果測定】PDCAサイクルの構築

効果測定の判定材料としては、以下を参考に年度当初、事業計画及び目標値を設定する。年度毎、効果測定し自己点検するほか、次年度に向け事業内容について検証する。

なお、短期で効果が生まれる事業ではないため、単年度では事業内容の評価・検証、3年毎を機に事業継続についても検討していく。

① 英会話の向上

- ・英語検定受験(学年相当以上の等級合格)
- ・成果発表(英語弁論大会・海の子集会・地区文化祭等)
- ・日常生活での英会話の機会設定

② 学力強化

- ・全国模試等による効果測定(県・国平均以上等、学力向上を目指す)

③ 児童数の検証

- ・特認校制度を利用した児童数の変化(制度利用児童が増加となったか)
- ・他校への校区外通学者の減少(減少傾向に導いているか)

学校等施設修繕について【小中学校・幼稚園・保育園施設の修繕等】

【これまでの経過】

学校施設については、平成25年度に新生熱海中学校が竣工し、全施設の改修、耐震化が修了しています。

しかし、これまで完成後、施設維持管理を計画的に予防保全が行われておらず、事後保全が常態化していました。このため、雨漏り、外壁の脱落など学校運営に支障が出る事象が多数見られるようになりました。

これらを改善すべく平成27年11月市議会定例会へ補正予算を提出し、学校等施設修繕計画等業務委託費を確保し、平成28年1月委託契約を締結し、平成28年10月に完了しました。

本計画では、全教育施設の原状回復をすると約34億円もの投資が必要との試算が判明しました。

【今年度の進捗】

これを受け、緊急度、健全度を精査して、優先的に着手が必要なものを今年度当初予算に計上しました。

主な工事では、①初島小中学校屋根・外壁等改修工事、②多賀小学校屋上防水改修工事、③多賀中学校屋上防水改修工事、④熱海中学校体育館外壁等改修工事、⑤泉幼稚園屋根・外壁等防水工事を計上しました。

(ただし、初島小中学校の工事は、夏休み前後に工事用作業船の確保が困難なことから、平成30年度まで延長とした、その他の工事についてはほぼ順調に進行している。)

【今後の計画等】

今後の計画として、同様に緊急度、健全度を精査して、優先的に進めていくものとして、学校施設老朽化対策の1つ目に、全国的に話題となっているトイレの老朽化問題があります。

現在、校舎の洋式化率は、熱海中学校は73.0%となっていますが、市内全体で31.6%と低い水準となっています。

近年では家庭のトイレ、パブリックトイレが改善されている中、学校トイレは後回しにされてきているのが現状であります。【全国平均43.3%、静岡県平均37.4%】

老朽化対策として和式から洋式による影響は大きいと思われます。

《現状でのデメリット》

- ・暗く、ジメツとした印象がある。
- ・湿式のため、トイレ清掃が床面などに水が残る状態であるため、衛生管理が問題である。
- ・学校において新1年生に和式トイレの使用方法を教えている。

《改修後のメリット》

・慣れない和式より、普段使い慣れた洋式トイレを使用することで、ガマンすることが少なくなり、体調面における負担軽減が見込まれる。

・年配の方や体が不自由な方も利用しやすく、また災害時の利用にも不可欠。さらにLGBTの方にも利用しやすさの向上が見込まれる。

・乾式により、大腸菌などの菌繁殖の低減による衛生面の向上が見込まれる。

上記のことから『明るく誰もが使いやすいトイレ』をコンセプトに校舎トイレ洋式化率70%を進めて行きたい。

学校施設老朽化対策の二つ目に、(仮称)あたみ認定こども園開園と並行して、第二小学校の外壁、外構、玄関などの劣化に伴う改修工事

学校施設老朽化対策の三つ目に、公共施設マネジメントの推進として、林ヶ久保教職員住宅(現在、入居者なし)の解体工事

その他の学校施設老朽化対策では、児童生徒の安全面、衛生面を考慮し、個別に修繕対策を推進

【今後の修繕計画想定一覧(案)】

単位:千円

施設名	年度	H29	H30	H31	H32	H33～	備考
第一小学校				→ トイレ改修 グラウンド整備改修			
第二小学校			→ 校舎外壁等改修 トイレ改修				
多賀小学校		→ 屋上防水改修(3か年) 89,261 トイレ改修					
泉小中学校					→ トイレ改修 グラウンド整備改修		
初島小中学校		→ 屋根・外壁等改修 128,953					
旧網代中学校					解体・整備		
林ヶ久保教職員住宅			解体・整備				
緑ガ丘幼稚園					解体・整備		

臨床心理士の活用について

【目的】

文部科学省の調査によると「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童は6.5%いる。」とされており、30人の学級で考えると1学級に1～2名いることとなる。

今後も増加傾向にある発達障害等は発見されにくいことに加え、対応が遅れることにより心理的、行動的な二次的問題が起こりやすくなるため、早期療育を行うことにより適応障害のない状態で成長する可能性が高くなると言われている。

現在、熱海市においても、特別支援にかかる発達診断や相談等の支援については増加傾向にあり、出生から進学していく成長過程の各々の時期に各担当部署、各施設が対応しているが、支援の方法は多様であるため、専門性のある臨床心理士の診断や援助が必要不可欠となっている。(別紙、特別支援教育体制 参照)

これらを充足させるためにも、成長過程における適切な時期の臨床心理士による専門的な関わりや援助は重要な役割を担うため、臨床心理士の配置について拡充を図りたい。

【現状と課題】

臨床心理士の専門的な支援は、必要とする時に診断や助言が得られない等、保護者や各園学校の求めているニーズに対応しきれず特別支援教育の充実が図れていない現状にある。

特別支援を必要とする幼児及び児童生徒について支援方法を協議する「教育支援委員会」にて今年度把握されている人数は、就学前で43名、就学後の小中学校では40名となっている。

そのうち、今年度、発達検査や相談支援など対応が図れる人数は、就学前の幼児については約52名、就学後の児童生徒数は7名となる見込みである。

就学前については、巡回相談で対応した幼児52名のうち、今年度「教育支援委員会」へ対象として挙げられている児童は約10名である。このことから伺えるように初期の発達段階である幼児期では、今後、支援が必要かどうか見分けづらいグレーゾーンの幼児がいかに多く、保育士や教諭が対応に苦慮していることが推測できる。

また、就学後の児童生徒については、現在、実施されている学校訪問は年間25日と限られており、そのうち11日は各学校の要支援を必要とする児童生徒への助言指導を兼ねた研修に活用しており、残り14日で希望する個人への発達等検査を実施している。この検査には判定結果の返しを含め2日を要するため、実際に診断を依頼したい対象者は40名近くありながら、年間7名しかフォローできない現状となっている。

【臨床心理士等、専門職の必要性】

(別紙、成長過程における各事業と専門的な関わり 参照)

発達等検査の適切な時期

発達障害は1度検査を受けたから全てが決まるわけではなく、子どもの体調や気分、情緒によっても判定結果は左右されることから、経過観察による継続的な関わりが重要となる。適用年齢により違いはあるが、就学前であると3ヶ月から1年毎、就学後であれば1年～2年毎に検査を行い現状把握及び継続的な見守りが必要と考えられる。

(1)各専門職の関わり

・臨床心理士

障がい区分により発達や成長段階にて専門職の適切な関わりが求められるが、主に発達支援では、臨床心理士の関わりが大きく、成長過程の各々の時期に発達や知能検査及び診断結果により対象児の状態を適切に把握することにより、的確な指導や助言を得られる。長期に亘って臨床心理士の関わりから得るものは大きい。

・作業療法士

作業療法士(OT)は、集団生活への適応訓練等の際に活かされるため、特に就学前の段階での早期療育として関わりが求められる。これは毎日の生活の場から行う療育となり、成長段階の中では短期的であるが毎日繰り返される手厚い支援が必要となることから、IPPOあじろ園のような施設配置での支援が、より拡充されることが望ましいと考える。

・言語療法士

言語療法士(ST)は、現在、「ことばの教室」の担当職員が研修を重ね得た知識で業務に当たっているが、需要も高く、今後、より専門性の高い支援が必要となる。現在の担当職員の指導及び助言者として、国際医療福祉大学病院で雇用しているSTの派遣を依頼するなど定期的な関わりを求め支援の質を向上していく必要がある。

(2)現在、臨床心理士が対応している事業

就学前	就学後(小・中学校)
コアラ会(健診後の療育教室)	スクールカウンセラー配置(不登校や虐待等の生徒指導面の課題について対応)
ポニー教室(療育教室)	
個別ケース会議(要請可能な場合のみ)	個別ケース会議
乳幼児健康診査事後相談(2歳、3歳児)	

(3) 今後、さらに臨床心理士の活用を拡充したい事業

- ・学校訪問、園巡回相談（発達・知能検査、助言指導）
- ・教育支援委員会（助言指導等）
- ・個別ケース会議（助言指導等）
- ・自立支援協議会（助言指導等）
- ・通級教室・わかたけ教室（助言指導等）
- ・幼児ことばの教室との連携
- ・家庭児童相談等の援助支援
- ・療育事業IPPO網代園との情報共有及び連携
- ・個の計画的かつ長期的な経過観察及び指導助言（個の支援計画）

【実施計画】

臨床心理士の支援を拡充（年間60回 見込）

「臨床心理士特別支援援助業務」として業務委託予定

<派遣予定>

- ① 学校訪問 10回 ・ 園巡回 20 回
 - ・教諭等職員を対象とした支援研修及び助言・指導
 - ・5歳児入学前フォロー
- ② 発達検査及び診断返し 28 回
 - ・学校、園より依頼分（新規及び再検査）
 - ・市教委：教育支援委員会 対応分（事後経過 懸案分）
進学時や発達段階を意識した相応な時期に検査を受けられるよう
支援計画を考え実施。
- ③ 教育支援委員会 助言・指導 2回

◆熱海市特別支援教育体制



